

# 耐震シェルター等助成制度一覧

平成25年7月1日現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
千代田区	木造住宅耐震促進事業		昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	当該住宅に住民票があること	50万円	10/10		まちづくり推進部建築指導課	03-5211-4310	
中央区	※詳しくは区へ問い合わせください。							都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
新宿区	新宿区建築物等耐震化支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に着工した木造の2階建て以下の住宅、共同住宅、店舗等併用住宅(住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の1/2を超えるもの)	①世帯全員が住民税を滞納していないこと、及び世帯全員の所得金額の合計が800万円以内であること ②年齢65歳以上の高齢者又は障害者	・耐震シェルター45万円 ・耐震ベッド35万円	9/10	予備耐震診断の結果「耐震補強が必要」と診断されていること	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	
文京区	耐震改修促進助成事業	補助	・防火地域内の昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震化基準を満たさない建物 ・建築基準法上の道路に突出していない等	高齢者等のみ居住 高齢者等:①満65歳以上で対象建築物に1年以上居住②一定基準以上の障害者で対象建築物に1年以上居住	耐震シェルター等 上限 15万円	3/4	耐震診断の状況により、準防火地域内の木造住宅の場合でも、シェルター等助成の対象となる場合があります。詳しくは区へ問い合わせください。	都市計画部地域整備課 住環境整備担当	03-5803-1374	
台東区	台東区耐震シェルター等	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	①年間所得額が200万円以下の世帯のうち20歳以上65歳未満の方がいない世帯②区の助成を受けた耐震診断の結果、耐震改修工事が困難なもの③建物の構造上の理由等により、耐震診断が困難なもの	50万円	9/10		台東区都市づくり部建築課建築防災担当	03-5246-1335(直)	3641 3642
江東区	高齢者防災ベッド設置助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、木造の平屋建て又は2階建ての戸建て住宅、併用住宅、長屋又は共同住宅	①65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯 ②当該住宅に住民票があり居住していること ③前年分の所得が200万円以下の世帯 ④住民税を滞納していないこと ⑤共同住宅や借家に居住する方は、建築物所有者の承認を得ていること	27万円	9/10	設置は構造上、住宅の1階部分のみで江東区民間建築物耐震改修等助成(耐震診断除く)を受けていないこと及び本事業の助成を受けていないこと 都要綱で定める耐震シェルター	福祉部高齢者支援課在宅福祉係	03-3647-4319(直通)	
	身体障害者防災ベッド助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、木造の平屋建て又は2階建ての戸建て住宅、併用住宅、長屋又は共同住宅	①身体障害者手帳1・2級をお持ちの方で、障害者のみの世帯又は障害者と65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯 ②当該住宅に住民票があり居住していること ③前年分の所得が200万円以下の世帯 ④住民税を滞納していないこと ⑤共同住宅や借家に居住する方は、建築物所有者の承認を得ていること	27万円	9/10	設置は構造上、住宅の1階部分のみで江東区民間建築物耐震改修等助成(耐震診断除く)を受けていないこと及び本事業の助成を受けていないこと 都要綱で定める耐震シェルター(ベッド型に限る。)であること。	福祉部障害者支援課相談第一係	03-3647-4953(直通)	
品川区	耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された、2階建て以下の木造住宅等(戸建住宅、長屋、共同住宅)	品川シェルター ①高齢者(65歳以上)、または身体障害者(障害者等級2級以上)の方がいる世帯 ②年間世帯所得が600万円未満であること。 ③共同住宅や借家に居住する方は、建築物所有者の承認を得ていること。 その他のシェルター ①高齢者(65歳以上)のみの、または身体障害者(障害者等級2級以上)の方がいる世帯 ②低所得世帯(200万円未満) ③共同住宅や借家に居住する方は、建築物所有者の承認を得ていること。	(品川シェルター)50万円 (耐震シェルター)30万円	10/10		都市環境事業部都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
目黒区	目黒区耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	年間所得額が200万円以下の世帯のうち、65歳未満の方(障害程度1級又は2級の人を除く)がない世帯	30万円	10/10	住宅の1階部分に設置すること。 既に、耐震シェルター等の設置助成または耐震改修助成の交付決定を受けていないこと。	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	
大田区	大田区耐震シェルター等設置助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅	年間課税所得額が200万円以下の世帯のうち、65歳以上の方又は障害者の方が居住していること	50万円	9/10	・設置場所は1階部分とすること。 ・耐震改修工事助成を受けていないこと。	まちづくり推進部都市開発課防災まちづくり担当	03-5744-1349	
世田谷区	世田谷区耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された平屋または2階建て木造建築物で、一戸建て住宅、過半が住宅の店舗併用住宅、長屋または共同住宅	①年間所得額が200万円以下の世帯 ②20歳以上65歳未満の方がいない世帯(身体障害者を除く) ③区民税を滞納していない世帯	30万円	10/10	耐震改修工事もしくは簡易耐震改修工事の世田谷区の助成金交付を受けていないこと。東京都で指定している耐震シェルター等であること。	都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
渋谷区	渋谷区耐震シェルター等設置助成事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の住宅	65歳以上高齢者、又は地震発生時に避難することが困難な方が居住していること	50万円	10/10	・設置は構造上、住宅の1階部分のみ ・既に、耐震シェルター等の設置助成または耐震改修助成の交付決定を受けていないこと ・地方公共団体が奨励している耐震シェルター等であること	都市整備部まちづくり課防災まちづくり係	03-3463-2647	
中野区	中野区防災ベッド設置助成金交付事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者、介護保険法の要介護状態区分が要介護4又は要介護5に該当する者、並びに身体障害者福祉法の下肢又は体幹の機能障害の等級が1級又は2級の者。	年間所得が500万円未満の世帯は50万円。500万円以上の世帯については25万円	10/10 (年間所得に応じ限度額を定める)	・区が実施する耐震診断を受けた木造住宅・耐震改修前の耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物に居住する者 ・ベッド設置が1階にできる者	都市基盤部防災・都市安全分野地域防災担当	03-3228-8930	
豊島区	耐震シェルター助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	年間所得額が200万円以下の世帯のうち65歳未満の方がいない世帯	30万円	9/10	・既に、耐震シェルター等の設置助成または耐震改修助成の交付決定を受けていないこと ・東京都が推奨している耐震シェルター等であること	都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590	
北区	北区耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築に着手した木造住宅	①居住者であること②住民税の滞納がないこと③20歳以上65歳未満の者(障害程度1級又は2級を除く)がないこと④世帯全員の所得の合計額が年間200万円以下であること	27万円	9/10	東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業の耐震改修又は建替えの助成を受けていないこと	まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	
荒川区	木造建物耐震化推進事業(耐震シェルター設置工事支援事業)	補助	・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅(貸家含む) ・区の耐震診断支援事業を受けた建物	所有者又はその同居者が高齢者(65歳以上)又は障がい者(障害者手帳を持っていること)	30万円	2/3		防災都市づくり部防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
練馬区	練馬区耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	・世帯合計所得が一定以下、高齢者等の地震発生時に避難することが困難な方がいる世帯 ・住民税等を滞納していないこと	50万円	9/10	・1階に設置すること。 ・耐震改修工事等助成金の交付決定を受けていないこと。	環境まちづくり事業本部都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
足立区	耐震シェルター等設置 支援助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定されたもの	60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯又は住民税非課税世帯	30万円	100/100	・自己所有で自己居住の住宅に限る。 ・耐震改修工事助成との併用は不可。	都市建設部建築安全課 建築防災係	03-3880-5317	
葛飾区	葛飾区耐震シェルター等設置助成	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、地階を除く階数が2以下	①65歳以上の者(以下「高齢者」という。)、又は高齢者と同居する者 ②身体上の障害が身体障害者福祉法施行規則別表5号の1級から4級の者(以下「障害者」という。)、又は障害者と同居する者 上記①、②のいずれかに該当する方	27万円	9/10		都市整備部建築課	03-5654-8552	
八王子市	八王子市耐震シェルター等設置補助事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	①世帯の年間所得額は公営住宅入居資格基準(障害者等世帯)額以下 ②使用者が65歳以上の方のいる世帯又は身体障害者などが同居する世帯 ③対象住宅に居住している者 ④市税の滞納がないこと。	27万円	9/10		まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3404
立川市	立川市木造住宅耐震改修等工事(耐震シェルター等設置工事)助成事業	補助	市の助成を受けて実施した耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅	①対象住宅を所有する個人で、市税を滞納していない者 ②世帯の年間合計所得が700万円以下であること ③高齢者世帯又は障害者世帯であること	25万円	1/2	経済的な事情その他やむをえない事由により耐震改修工事を行わない場合の対策として、東京都耐震シェルター等設置支援事業要綱別表1に定めるものを設置する工事	市民生活部住宅課	042-528-4384	
府中市	府中市木造住宅耐震改修等助成制度(耐震シェルター等設置)	補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、市の助成制度に基づく耐震診断で評点が1.0未満と診断された住宅	次のいずれかの要件を満たす者 ①65歳以上のみの世帯に属する ②身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、愛の手帳(1・2度)の交付を受けた者と同じ世帯に属する	30万円	3/4	東京都耐震シェルター等設置支援事業要綱別表1に定める耐震シェルター等の設置に限る	都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係	042-335-4173	
昭島市	昭島市耐震シェルター等設置支援事業	補助	昭和56年5月31日以前に建築された市の区域内にある木造住宅のうち、2階建て以下で現に住居として使用している住宅	・高齢者又は障害者のみの世帯(高齢者・障害者の単身世帯含む) ・高齢者又は障害者のいる世帯で、20歳以上65歳未満の障害者でない者がいない世帯 ・世帯全員の年間所得合計金額が200万円以下の世帯	27万円	9/10	・高齢者 65歳以上の者 ・障害者 身障手帳の1級若しくは2級の交付を受けているもの又は肢体不自由の場合は身障手帳の3級の交付を受けているもの	保健福祉部生活福祉課	042-544-5111	2123
町田市	町田市木造住宅耐震シェルター等設置事業助成制度	補助	昭56年5月31日以前に建築された住宅で、2階建て以下の木造在来工法による戸建住宅(1/2以上を住宅として利用している併用住宅も含む)であり、市内に存するもの。	対象住宅に居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	20万円(一般世帯)、50万円(高齢者世帯※要件あり)	1/2(一般世帯)、9/10(高齢者世帯※要件あり)	耐震改修工事もしくは簡易耐震改修工事の市の助成金の交付を受けていないこと。東京都で指定している耐震シェルター等であること。	都市づくり部建物住宅対策課安全街づくり係	042-724-4269	4067

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
清瀬市	清瀬市木造住宅耐震改修等助成制度	補助	耐震診断助成金要綱に基づく助成金の交付の対象となった住宅であって、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの	ア 個人で住宅を所有している者であって、かつ、現にその住宅に居住している者。ただし、所有権が共有とされた住宅にあつては、共有者の全員によって合意された代表者とする。 イ 申込み時において、20歳以上65歳未満の者(身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級の者を除く。)がいない世帯に属する者 ウ 市税を滞納していない者 エ 助成対象住宅に居住している世帯員全員の前年(1月から6月までに行う申込みについては前々年)の所得の合計金額が200万円以下の世帯に属する者	30万円	9/10	平成24年度東京都耐震シェルター等設置支援事業要綱(平成24年4月1日付、東京都23都市建設企第1419号)別表1に規定する耐震シェルター等を設置する工事	都市整備部まちづくり課 まちづくり係	042-492-5111	363
武蔵村山市	武蔵村山市安心安全・エコ住宅等改修助成事業	補助	市の安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金交付要綱による耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められた住宅。	対象住宅の所有者であつて、現に対象住宅に居住していること。 市税を滞納していないこと。申請を行った年度内にシェルターの設置が完了すること。	20万円	1/2	対象住宅への市内に事業所等を有する事業者で購入した耐震シェルター等の設置を行うものとする。	生活環境部産業観光課 商工グループ	042-565-1111	227
西東京市	西東京耐震シェルター等設置助成金	補助	木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の戸建て住宅。(併用住宅の場合、延べ床面積が2分の1以上が住宅の用途に供しているもの。)	・高齢者又は障害者のみの世帯(高齢者・障害者の単身世帯含む) ・高齢者又は障害者のいる世帯で20歳以上65歳未満の障害者でない者がいない世帯 ・世帯全員の年間所得合計金額が200万円以下の世帯 ・木造住宅耐震無料相談実施要綱に規定する相談事業を受けていること。	30万円	9/10	・高齢者 65歳以上の者 ・障害者 身障手帳の1級若しくは2級の交付を受けている又は肢体不自由の場合は身障手帳の3級の交付を受けているもの。 ・東京都で指定している耐震シェルター等であること。	都市整備部都市計画課 住宅対策係	042-438-4051	
瑞穂町	瑞穂町簡易耐震改修費助成事業	補助	・昭和56年5月31日以前に建築を完工した町内にある木造一戸建て住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住のために使っているもの。) ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であったもの	・申請時点で瑞穂町民であること ・世帯全員の年間所得合計金額が200万円以下であること ・高齢者または未成年、あるいは身体上の障害のある者で構成されること	50万円	3/5	・東京都で指定している耐震シェルター等を設置する工事であること ・高齢者 65歳以上の者 ・障害者 身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当し障害者手帳の交付を受けている者	住民部地域課安全係	042-557-7610	